

令和 7 年度鹿児島県地域防災計画の主な修正案の概要

I 令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

令和 6 年能登半島地震において、浄水場などの基幹施設等を中心に甚大な被害が発生したことで、復旧が長期化し、広い範囲で断水が発生したことや、避難生活や避難所運営における課題が発生したこと、避難者が避難所運営に積極的に参画した事例が見られたことを踏まえ、代替水源の確保や上下水道一体となった復旧、避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保、被災地における学びの確保等について修正

防災基本計画の修正を踏まえた修正

1 インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める旨の記述を追加。
- 水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める旨の記述を追加。

(一般編，地震編，津波編) 資料 2-2 P.1

2 官民連携や人材育成の推進

県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める旨の記述を追加。

(一般編，地震編，津波編) 資料 2-2 P.2

3 被災者支援の充実

- 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ、収容可能人数など指定避難所と同等の情報を把握する旨の記述を追加。
- 県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物流拠点を設けるなど、体制の整備に努める旨の記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.2,3

4 被災地における学びの確保

児童生徒の学びの継続のために、被災地及び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国（文部科学省）の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れる旨の記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.3

5 防災DXの加速

- ・ 県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する旨の記述を追加。

（一般編）資料 2-2 P.3

「令和6年度能登半島地震対策検証報告書」（石川県）を踏まえた修正

6 広報手段の確保

- ・ デジタル機器の利用が困難な方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討する旨の記述を追加。

（一般編，地震編，津波編）資料 2-2 P.4

7 インフラ・ライフラインの復旧迅速化，代替性の確保（再掲）

- ・ 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める旨の記述を追加。（再掲）

（一般編，地震編，津波編）資料 2-2 P.1

8 自助・共助意識の醸成

- ・ 県民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る旨の記述を追加。

（一般編）資料 2-2 P.4

II 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正

1 早期避難意識の普及・啓発

県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、普及・啓発を行う旨の記述を追加。

（地震編）資料 2-2 P.5

2 放送事業者の被災防止措置

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置を講じる旨の記述を追加。

（地震編）資料 2-2 P.5

3 交通規制の周知等

県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知し、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する旨の記述を追加。

(地震編) 資料 2-2 P.6

4 自衛隊との受入等に係る事前調整

県は、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく旨の記述を追加。

(地震編) 資料 2-2 P.6

Ⅲ 大船渡市林野火災を踏まえた修正

火災予防条例(例)の改正を踏まえた修正

1 林野火災への対策

新たに、市町村において林野火災注意報及び林野火災警報の発令が可能となった旨の記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.7

Ⅳ 関連する法令の改正を踏まえた修正

防災基本計画の改正を踏まえた修正

1 被災者支援の充実

県及び市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄状況について、年に1回広く住民に公表する旨の記述を追加。

(一般編, 地震編, 津波編) 資料 2-2 P.8,9

2 復旧・復興の迅速化

県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興まちづくりの目標や実施方針などをとりまとめた事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める旨の記述を追加。

(津波編, 火山編) 資料 2-2 P.10

V 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

1 屋内退避実施後の運用

- ・ 国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行う旨の記述を追加。
- ・ 国は、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合等には、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら、屋内退避から避難への切替えを判断し、指示する旨の記述を追加。
- ・ 生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる旨の記述を追加。

(原子力編) 資料 2-2 P.11

2 屋内退避の解除

国は、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行う旨の記述を追加。

(原子力編) 資料 2-2 P.12

VI 本県独自の修正

令和7年度に発生した大雨災害等本県災害の検証を踏まえた修正

1 医療材料等の備蓄に係る啓発

断水により、医療的ケアを要する方の医療材料等の洗浄・再利用ができず、各家庭の備蓄分が不足した事例が生じたため、市町村が行う啓発の中に、日頃の備えとして「医療材料等の備蓄」の記述を追記。

(一般編) 資料 2-2 P.13

2 文化財の災害への備え

火災、地震、大雨・台風などの災害から文化財を保護するため、県教育委員会が行う防災指導について記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.14,15

本県の施策の進展等を踏まえた修正

3 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定の改定に係る修正

災害発生のおそれがある場合についても協定の対象となることや、被災市町村が他の市町村への応援要請ができない場合に県が他の市町村への応援要請を行うことを可能とする旨の記述等を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.16

4 避難所の生活環境の改善

県が保有するトイレカーや水循環型シャワー，手洗い器等を活用し，避難所の生活環境の改善に努める旨の記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.17

5 可搬型衛星通信設備（スターリンク）の配備

県は，市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するために配備したスターリンクを活用し，迅速で確実な災害初動対応の強化を図る旨の記述を追加。

(一般編) 資料 2-2 P.18,19

6 災害リハビリテーション支援チームの活動内容等

災害リハビリテーション支援チームは，避難所等において避難生活を送る要配慮者等の災害関連死，生活不活発病等を防ぐための災害リハビリテーション支援を行う旨の記述を追加。

(一般編，地震編，津波編) 資料 2-2 P.20